

丹波篠山ワクワク有機農業実施計画

～水と創る農都ものがたり～



丹波篠山

丹波篠山ワクワク農都づくり協議会

目次

第1章 丹波篠山ワクワク有機農業実施計画とは	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	4
4 本計画における「有機農業」の定義	4
第2章 丹波篠山市有機農業の現状と課題	6
1 丹波篠山市農業の概要・特徴	6
2 丹波篠山市有機農業の概要・特徴	7
3 丹波篠山市有機農業のおもな課題	12
第3章 丹波篠山市有機農業のめざす姿・基本方針	14
1 丹波篠山市有機農業のめざす姿(将来イメージ)	14
2 丹波篠山市有機農業の推進に向けた基本方針	15
3 数値目標	17
第4章 取組内容	18
1 共通ミッションと取組	19
2 水稻チームの取組	21
3 黒大豆チームの取組	24
4 普及啓発・情報発信チームの取組	27
第5章 計画の推進	30
1 計画の推進体制	30
2 資金計画	31
参 考 資 料 編	別紙

第1章 丹波篠山ワクワク有機農業実施計画とは

1 計画策定の趣旨

- 国においては、有機農業の推進に関する法律(以下、「有機農業推進法」という。)が平成18年(2006年)に施行され、有機農業推進の施策が実施されてきました。令和3年(2021年)に策定された「みどりの食料システム戦略」では、「2050年までに、国内の耕地面積に占める有機農業(国際的に行われている有機農業)の割合を25%(100万ha)に拡大すること」が目標として掲げられています。
- この「みどりの食料システム戦略」に基づき、丹波篠山市では、環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区として、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指しています。
- そのためには、農業者だけでなく、加工・流通事業者や地域内外の住民とともに推進していくことが重要です。
- そこで、有機農業の取組方針や生産及び加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める「丹波篠山ワクワク有機農業実施計画～水と創る農都ものがたり～(以下、「本計画」という。)を策定し、推進します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、国が定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき、丹波篠山市の有機農業の着実かつ具体的な推進に向けて、進むべき方向とともに、基本施策や重点施策などを示すものです。
- 兵庫県は平成31年(2019年)に兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第2期)を策定しています。この計画の取組方針として環境創造型農業や有機農業の拡大推進が掲げられており、本計画においても、この方針のもと取組を進めていきます。
- 丹波篠山市では平成21年(2009年)に丹波篠山農都宣言を行い、農業振興の基本理念を示しています。
- また、市における有機農業の推進は、丹波篠山市農都創造計画(平成29年(2017年)3月策定)における基本目標「環境創造型農業・農村の推進」に向けた具体的な取組として位置付けており、市の関係計画等との調和を図りながら推進するものとします。

【参考】兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画 第2期

○取組方針

環境創造型農業が県全体に浸透していることを本県農業の強みとして活かしつつ、引き続き、地球環境や生物多様性に配慮した農業を一層推進するため、環境創造型農業は、新たな定義のもと本県農業の基本として推進します。

なお、有機農業は、大手量販店による有機農産物の取扱拡大等、市場ニーズが急速に拡大しているため、環境創造型農業推進計画の分野別計画である有機農業推進計画に基づき有機農業の拡大を推進します。

○推進目標(有機農業普及目標)

有機農業の先進県として、マーケットインによる有機農産物の需要拡大に応えるため、本県の有機農業の核心を担う経営体の育成により有機農業の拡大を推進します。

有機農業の成果指標		(ha)	
指標名	現状(2017)	中間(2020)	目標(2025)
有機農業実施面積	986	1,140	1,500

出典：農業改良課調べ

○推進施策

「経営として成り立つ有機農業の拡大」

①有機農業の担い手の確保・育成、②有機農業栽培技術体系の確立、③有機農産物の流通・販売の推進、④有機農業に対する理解促進等を進め、本県の有機農業の核心(革新)を担う経営体育成を推進し、有機農業の生産力強化を図ります。

【参考】丹波篠山農都宣言(平成21年2月7日、告示第7号)

篠山市は、食の安全と安心を未来にわたって育み、篠山特有の自然を生かし、農業の新たな先駆者として更なる振興を実現するため、

- 1 「いのち」を支える「農」を未来に育みます。
- 1 「農」を支える「人・土・水」を大切に育みます。
- 1 「丹波篠山」を支える「特産物」を育みます。

を基本理念として、「自然の気候風土に恵まれた日本一の農業の都、篠山市」をここに宣言します。

【参考】丹波篠山市農都創造計画(平成29年(2017年)3月)

○農都創造にむけて

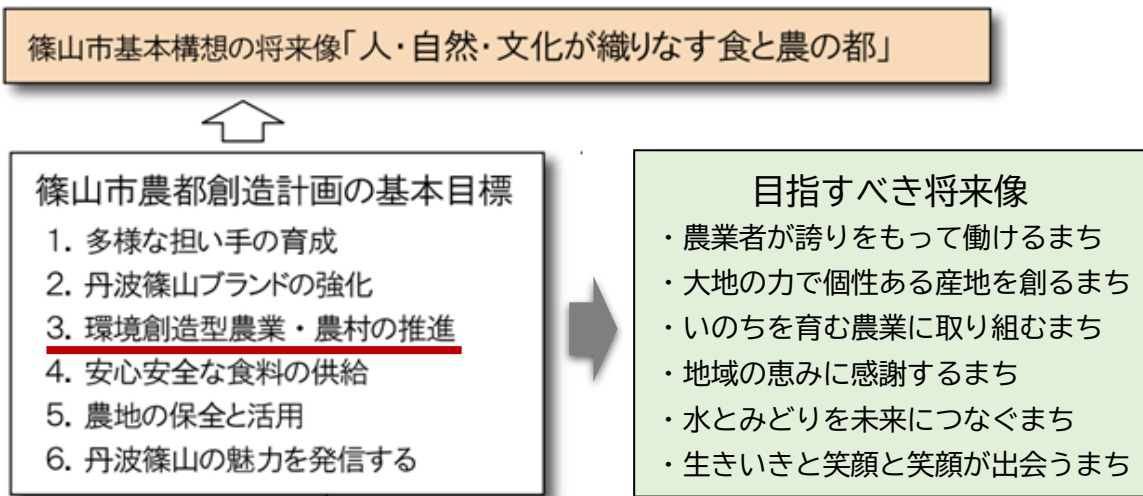
農は、人々が暮らしていくために田んぼを耕し、水を張り、収穫するという古くから継続されてきた営みです。生きものや植物も私たちの農の営みと共にいのちを育み、未来に引き継いでいきます。

先人は、山野の土を切り盛りし、水を引き、田んぼや水路、ため池など農村資源を大切に引き継いできました。私たちが受け継いだ健やかな土と清らかな水を、農の礎として大切に守り続けます。

丹波篠山で培われてきた特産農産物は農都篠山の象徴です。手入れを惜しまない。自分が納得できるものを作る。美味しいと喜ばれたい。日々の良いしごとが良い特産農産物を育み続けます。

篠山の農は、私たちのまちの基盤として、食糧や農村に棲む生きもの、伝統的な文化、芸能、工芸、建造物などを育み、あらゆる産業にめぐみをもたらす「農都」として、篠山らしいまちを創造していきます。

○基本目標と目指すべき将来像

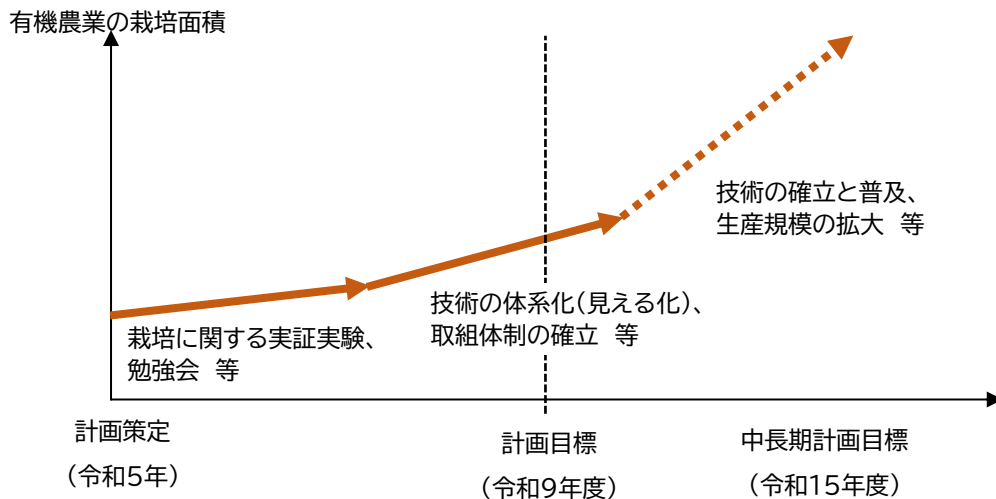


○施策の体系(抜粋)

基本目標	具体的な取り組み	施策の展開
環境創造型農業・農村の推進	環境に配慮した農業の推進	環境創造型農業の推進 有機農業者への支援 有機資材による土づくり
	環境に配慮した農村の創造と生物多様性の保全	環境創造型農村の推進 生きものに配慮した農法

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)の5年間とします。
- なお、有機農業の推進にあたっては、有機農業の技術等の確立が十分でないこと、また、10年後(2030年)の有機食品の需要拡大を見通すなど、中長期的な視点で取り組むとともに、計画期間である当面の5年間では、栽培実験などの試行を行いながら、各取組の推進や拡充を図ります。



本計画における有機農業推進のイメージ

4 本計画における「有機農業」の定義

- 本計画における「有機農業」とは、「有機農業推進法(平成18年(2006年))の取組水準(*1)に基づいたもの」と定義します。

*1:有機農業推進法(平成18年(2006年))の取組水準

- ①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ②遺伝子組換え技術を利用しない
- ③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法を用いて行われる農業のこと

- 自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない者でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含みます。

- 減化学肥料・減農薬栽培は含みません。また、販売を目的とせず自給用のみに作付けた(栽培した)場合は含みません。

- さらに、「国際的に行われている取組水準(*2)」に基づいた取組をめざし、有機JAS認証に向けた取組を進めます。

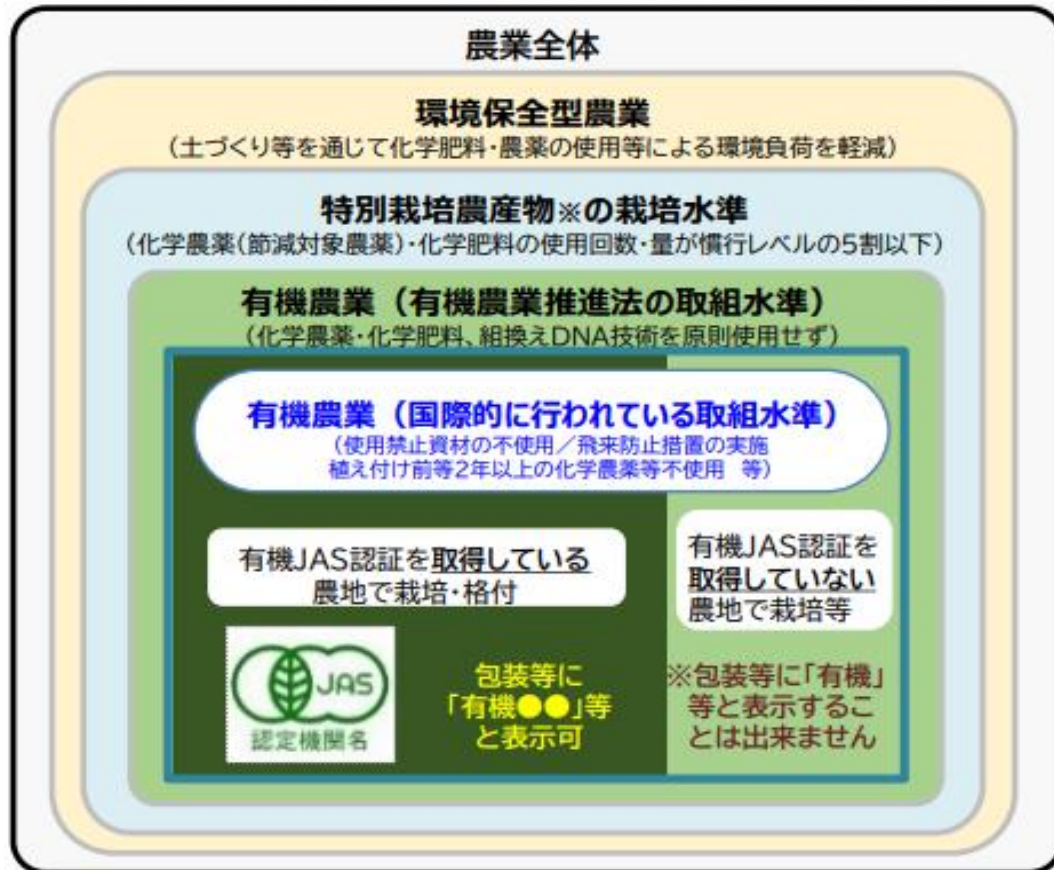
*2:国際的に行われている取組水準

「有機農産物の日本農林規格(有機JAS)」に基づき、

- ①周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること

- ②は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ③組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと等の基準に従って行われる農業のこと

■ 化学肥料や化学農薬の使用状況(取組水準)と用語の関係



参考:農林水産省「有機農業をめぐる事情」(令和4年7月)

※特別栽培農産物は、H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの

*2の基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された農業者(事業者)は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます。

逆に、「有機農産物の日本農林規格」に従って生産された農産物であっても、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません。

【補足】特別栽培農産物

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づきその農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で生産された農産物のことを言います。

なお、農薬を使用していない特別栽培農産物については、「農薬:栽培期間中不使用」と記載し、窒素成分を含む化学肥料を使用していない特別栽培農産物については、「化学肥料(窒素成分):栽培期間中不使用」と記載します。

第2章 丹波篠山市有機農業の現状と課題

1 丹波篠山市農業の概要・特徴

(1)市の概要(人口・位置・交通・地勢・気候等)

○人口は40,387人、世帯数は17,528戸、面積は約378 km²です。

※人口・世帯数は住民基本台帳(令和3年(2021年)9月末)より

○兵庫県の中東部に位置し、東は京都府、西・北は丹波市・加東市、南は大阪府、三田市などに隣接しています。

○舞鶴若狭自動車道の開通やJR福知山線の複線化により、関西経済圏の大阪・神戸からの時間的距離が大幅に短縮され、1時間圏域となっています。

○地勢は、丹波高地の山々に囲まれ、標高200mを超える篠山盆地の中央に肥沃な農地が拓かれています。昼夜の寒暖差が大きく、秋から冬にかけては「丹波霧」と呼ばれる特有の霧が発生し、農作物に適度な水分を供給しています。

○また、市北部の「多紀連山」は瀬戸内海と日本海の分水嶺となっており、3つの河川(武庫川、加古川、由良川)の源流を育んでいます。

○降水量が全国平均よりも少なく、冬季の気温が低く、畑作には不向きな立地ですが、近代では、基盤整備事業等により生産環境が改善しています。



(2)市農業の概要・特徴

○丹波篠山市では、小規模・家族的農家と大規模農家、行政・試験研究機関が互いに助け合う「協働の風土」を培い、農業を営んできました。特に、下流域の環境に配慮した農業が全市的に推奨されており、自然環境や生物多様性の保全の取組に力を入れています。

○総農家数は3,224戸(全世帯の約18%)であり、そのうち販売農家数は2,287戸、自給的農家数は937戸です。

○経営規模が一定以上ある農業経営体は2,351経営体(3,183ha)となっています。そのうち、農産物販売金額が100万円未満である農業経営体は1,747経営体(約74%)を占めており、**小規模な経営体が多い**ことが特徴です。

○また、販売を目的とした農産物の作付面積は、**水稲が1,898ha、大豆が542ha**の2つが大部分を占めています。

○伝統的な特産品は、黒大豆を筆頭に、山の芋、栗、茶などがあります。特に、黒大豆は、市内農家の約54%が栽培しており、「300年も前から何世代にもわたり独自の伝統技術の中で培われ、将来に向けて受け継がれるべき農業システムである」として、令和3年(2021年)2月に日本農業遺産に認定されました。栽培技術だけでなく、集落での助け合い、灰小屋のある農村景観、ため池・水路などの生物多様性も評価されています。

※数値は農林業センサス(2020年)より

2 丹波篠山市有機農業の概要・特徴

(1)市の有機農業の現状

- 農林業センサスによると、丹波篠山市における有機農業を行う経営体数は122経営体であり、合計94.3haを作付(栽培)しています。
- 兵庫県内では、8番目に大きい作付(栽培)面積となっており、品目別にみると、大豆の面積が26.9haで、県内で2番目に大きい作付(栽培)面積となっています。

丹波篠山市の有機農業に取り組んでいる経営体数・作付(栽培)面積

	丹波篠山市			兵庫県	
	経営体数	作付(栽培)面積		経営体数	作付(栽培)面積
		面積	県内順位		
合計	122	94.3ha	8位	2,407	2,551.0ha
品目別					
水稲	74	51.8ha	13位	1,695	1,886.5ha
大豆	66	26.9ha	2位	258	170.6ha
野菜	34	6.2ha	10位	728	253.8ha
果樹	9	1.6ha	11位	161	56.7ha
その他	12	7.9ha	6位	192	183.3ha

※農林業センサス(2020年)より

※県内順位は神戸市の9区とその他41市町の計50市町区における順位

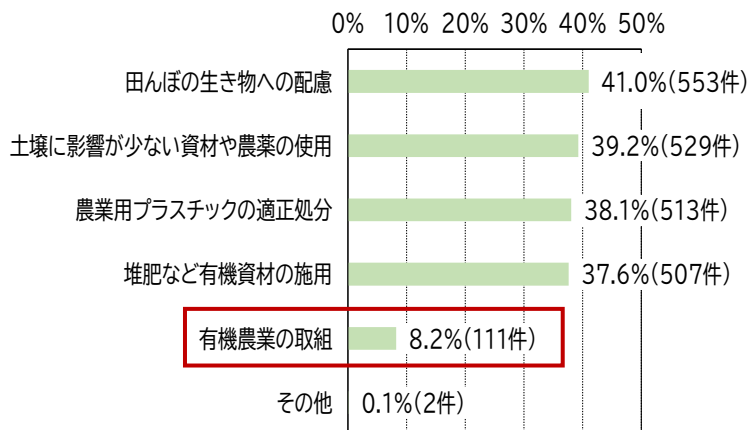
(2)アンケート調査*にみる環境に配慮した農業の状況

*環境に配慮した農業に関するアンケート調査(令和4年12月から令和5年1月実施)

- 調査目的:市内農家の環境に配慮した農業の取組状況・意識や、市内で有機農業に取り組む農家の取組状況・意識を明らかにするため
- 調査対象:市内農業者(営農計画書作成農家4,950件)
- 回答件数(回答率):1,348件(27.2%)

①実践している環境に配慮した取り組み(回答者数:1,348件)

- ・市内農業者の回答者の約4割が、環境に配慮した取組として、「田んぼの生き物への配慮」、「土壌に影響が少ない資材や農薬の使用」、「農業用プラスチックの適正処分」、「堆肥など有機資材の施用」を実践しています。
- ・また、「有機農業の取組」は回答者の約8%(111件)が実践しています。



実践している環境に配慮した取り組み(複数回答可)

(3)有機農業の取組

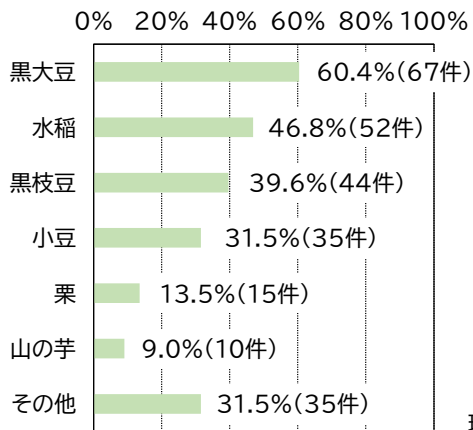
- これまでに本市では、昭和49年(1974年)、旧丹南町において国際水準の有機農業に取り組む有志による「丹南町有機農業実践会」が設立されました。阪神間の都市部の消費者グループへ有機野菜を販売・発送するなど、顔が見える取引で消費者との「信頼関係」を築くことをモットーに活動が行われてきました。
- 平成29年(2017年)には、有機野菜の販売に加え、有機農業者等が気軽に集える情報交換、また、新規就農者の相談・研修ができる場の必要性が高まり、「篠山自然派」が設立されました。「篠山自然派」には、20～70代の農家や飲食店経営者、地域おこし協力隊員など62人(令和5年(2023年)2月現在)が参加し、さまざまな活動が行われています。

【「篠山自然派」の活動】

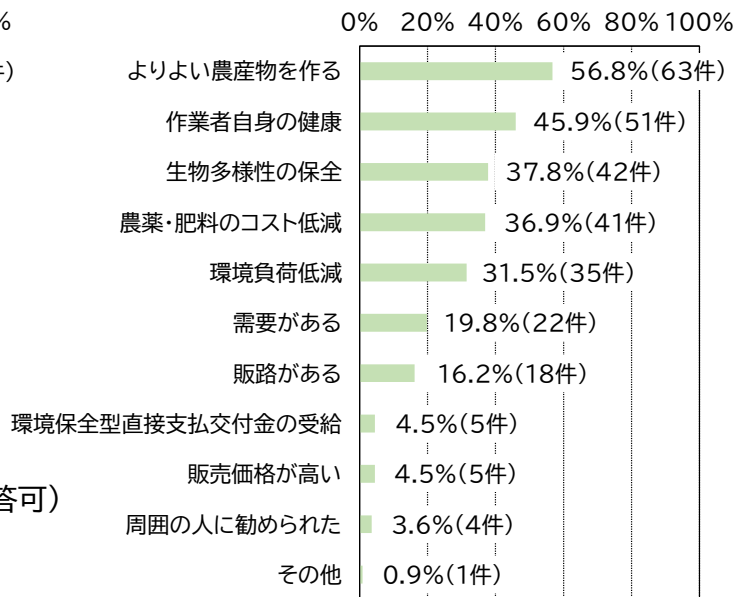
- ① 会員による月例会(情報交換・交流サロン)の開催(毎月第1水曜日)
- ②「丹波篠山ベジベジ」の開催(月1回):有機野菜の販売
- ③市民センターまつりへの参加:
有機食材を使ったカレーや有機野菜の販売、団体活動展示
- ④トヨタカローラ丹波篠山店での有機野菜販売会開催(月1回)
- ⑤学校給食への有機野菜提供:
令和3年度(2021年度)は、にんじん、たまねぎ、じゃがいもなど10品目、約1,000kgを給食センターへ納品。また、古市小学校3年生を対象に食育授業を実施。
- ⑥新規就農者向けの勉強会の開催:
農作業実地研修、オペレーター研修、堆肥の作り方・除草・施肥のポイントなど有機農業研修を開催
- ⑦会員向け研修会の開催:
講演会、土づくり・栽培管理の現地研修会を開催



- 「篠山自然派」に所属しない農業者においても、水稻や黒大豆、野菜などの有機農業が実践されています。
- アンケート調査で有機農業の取組をしている回答者(111件)の中で、有機農業で栽培されている作物は、黒大豆が約60%(67件)、水稻が約47%(52件)、黒枝豆が約40%(44件)、小豆が約32%(35件)などとなっています。
- 有機農業に取り組む理由は、「よりよい農産物を作る(約57%(63件))」、「作業員自身の健康(約46%(51件))」、「生物多様性の保全(約38%(42件))」などの順で多くなっています。

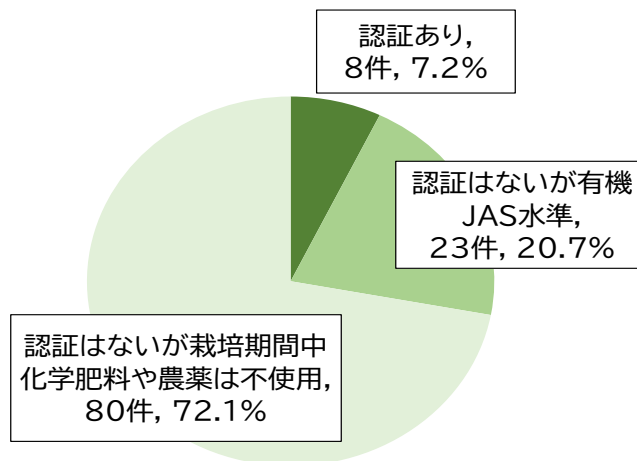


有機農業で栽培している作物(複数回答可)



有機農業に取り組む理由(複数回答可)

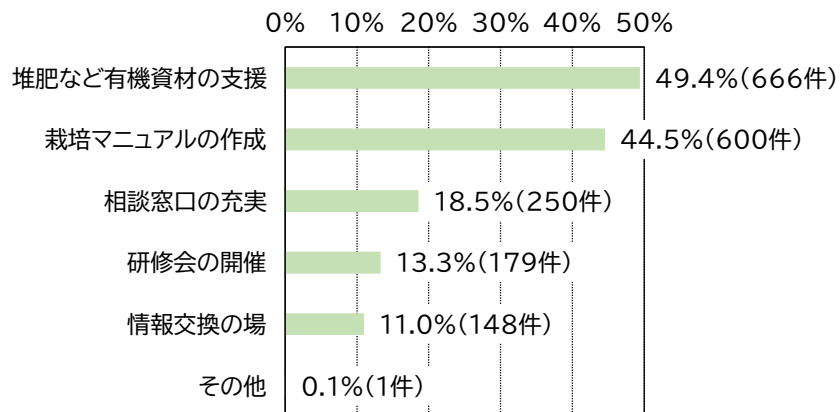
○同アンケート調査によれば、有機農業に取り組んでいる方（回答者数111件）のうち、有機JAS認証を取得している回答者約7%（8件）、取得していないが有機JAS水準を満たすものは約21%（23件）となっています。



有機JAS認証の取得状況

(4) 農業者の意向

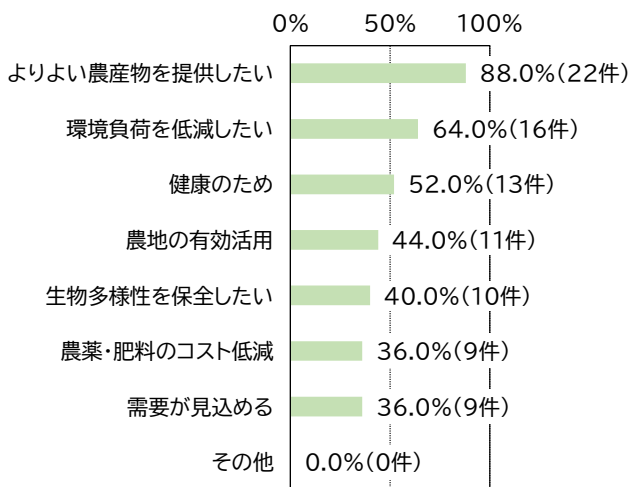
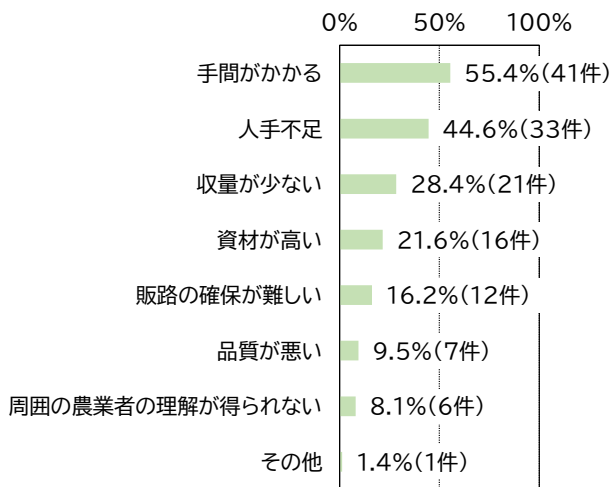
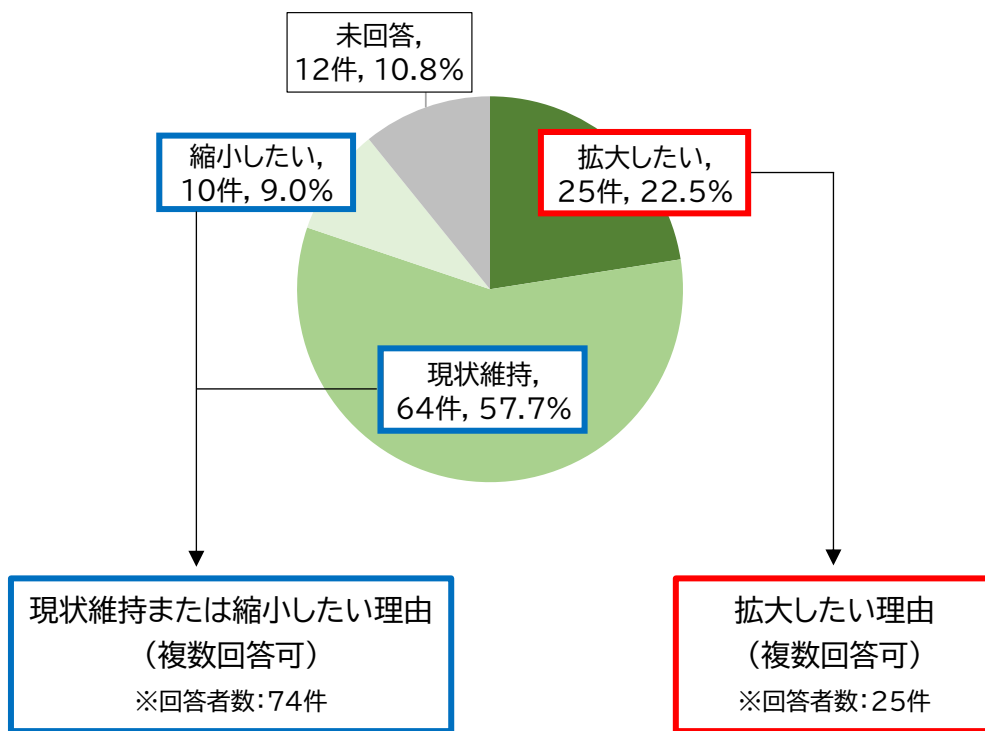
○アンケート調査では、環境に配慮した農業に関して、市やJAに取り組んでほしい施策を訊ねたところ、1,348件の回答のうち、「堆肥など有機資材の支援」、「栽培マニュアルの作成」が多くなっています。



環境に配慮した農業に関して、市やJAに取り組んでほしい施策(複数回答可)

○アンケート調査で有機農業に取り組んでいると回答した111人の今後の栽培意向を尋ねたところ、有機農業の栽培面積について、「拡大したい」は約23% (25件)で、「現状維持」が約58% (64件)、「縮小したい」が約9% (10件)です。

- ・有機農業の面積を拡大したい理由は、「よりよい農産物を提供したい(約88%(22件))」、「環境負荷を低減したい(約64%(16件))」、「健康のため(約52%(13件))」などが多くなっています。
- ・また、現状維持または縮小したい理由は、「手間がかかる(約55%(41件))」、「人手不足(約45%(33件))」が多くなっています。



有機農業に関する今後の栽培面積の意向

3 丹波篠山市有機農業のおもな課題

① 農業者の有機農業への理解

【農業者ヒアリング調査から】

- ・有機農業に関する思想は人によって様々であるが、「丹波篠山の自然や生物を守る」という思想は共通しているのではないか。
- ・慣行と有機の仕切りをなくし、「お互いを知ること」が大切である。
- ・どのような農業者でも、有機栽培について相談に行ける場や栽培技術を勉強できる場がほしい。情報は囲い込まず、共有することが大事だと考えている。
- ・有機の技術を教えてもらえ、販路も確保してもらえるのであればチャレンジしたい。

これまでは、慣行農業者と有機農業者との接点がほとんどありませんでした。そのため、理解を深めるためには、「相互理解を図ること」が大切な第一歩となります。

- ・ 化学肥料の高騰もあり、慣行農家でも「有機堆肥の使用」など、身近なところから始めていくことが考えられます。
- ・ 有機農業について相談ができる場、体系的に学べる機会などが少ない状況です。

② 栽培技術の確立

【農業者ヒアリング調査から】

- ・有機栽培を広げ過ぎて失敗したことがあり、面積を見直しながら栽培している。失敗原因は草であった。除草機は高く投資額が回収できず、自作の機械を使用して除草している。
- ・水稻と黒大豆の両方に取り組むことで、雑草を減らすことができるのではないか。
- ・堆肥は、原料となる有機質資材が多様であり、含有成分が一定ではなく使いにくい。
- ・(有機栽培は)病気や害虫で全滅する可能性があり、天候に左右されるなど、リスクが高い。
- ・既存の有機農業者の技術は多種多様である。その中から多くの農業者にとって効果的な技術を試験によって見つけ出し、共有していくことが重要である。

- ・ 有機栽培(水稻)一番の課題は除草です。しかし、市内には大面積で持続可能な栽培方法に関する知見が少ないなど、技術が確立されていません。
- ・ 有機栽培(黒大豆(野菜))の課題は防除です。天候や雨量などにも左右されるため、栽培技術の確立が望まれています。
※黒大豆(黒枝豆)の表面にキズが出るなど、B品出荷が多く出ています。
- ・ 雑草を抑えるためには、水稻と黒大豆の輪作が望ましいですが、その体系を作るためには水稻と黒大豆の両方の有機栽培技術を高める必要があります。

③ 有機農産物の販路と価格形成の確立

【農業者ヒアリング調査から】

- ・新規就農者が有機農業をはじめの中で、販路開拓が一番難しい。
- ・有機農業者の場合、一人かつ小規模では十分な売上を上げることが難しい。
- ・有機農業の面積を増やすためには、買ってくれる消費者を獲得することが同時に必要である。生産と消費を一体で進めることが重要。

- ・有機栽培黒大豆の販売規格(大きさ、窒素)を作ること、流通事業者が取り扱いやすくなる。規格作りは丹波篠山だけでなく、丹波地域全体で進めていくことがよい。そうすれば生産量が増え、共同出荷ができるようになり、販路獲得へとつながる。
- ・小さな流通の仕組みがあるといい。市内でも有機農産物を扱う飲食店がある。

- ・ 有機農産物の販路開拓と価格交渉をするためには、ある程度、農産物の出荷量をまとめる必要があり、販売体制の構築など、その仕組みづくりが求められています。
- ・ また、有機農産物の説明ができるマルシェなどの直接販売の機会は、小規模就農者や新規就農者を中心に求められています。

④有機農業者(新規就農者)の育成・確保

【農業者ヒアリング調査から】

- ・マルシェは、有機農業の新規就農者が販路開拓する際に有効である。
 - ・有機農業を始めたい人を受け入れる農家、あるいは、研修先があると心強い。
 - ・篠山自然派は、新規農業者の受け皿となっている。篠山自然派内に新規就農者受け入れのカリキュラム、体制などを整えてはどうか。
 - ・農の雇用制度など、国の補助制度について、農業者にあまり知られていない。農業者が制度等を知っていれば、有機農業を目指す新規就農者を受け入れやすくなるのでは。
 - ・有機栽培で新規就農するのであれば、流通量は少なくとも、有機栽培がしやすく、かつ利益が出る作物(山椒、こんにゃく芋、ブルーベリー、綿等)から始めてはどうか
- ・ 丹波篠山市の就農希望者の多くは、有機農業による就農への関心が高い状況です。有機農業は生産技術の取得と合わせて、栽培に手間もかかるため大規模化が困難です。
 - ・ また、新規就農者にとっては、販路開拓、住居の確保等もあり、生活が安定しにくく、就農して数年後に離農するケースも少なくありません。
 - ・ 一方で、市全体をみると、慣行農業で水稲・黒大豆を栽培する小規模な高齢世帯農家が多く、近年その減少が著しい状況にあり、後継者の確保(継承)が課題です。
 - ・ 小規模な高齢世帯農家の農地の継承とともに、新規就農者の定着に向けた支援が求められています。

⑤情報発信力の強化

【農業者ヒアリング調査から】

- ・何を誰に発信するか。本市の有機農業の取組と魅力を言語化する人が必要。
- ・ 有機農業に向けた情報発信については、個人や丹波篠山自然派といったグループにおいて行われており、有機農業者や関係者等が一体となって発信する取組は行われていません。
 - ・ 結果として、市内の農業者をはじめ、市民や事業者、来訪者、消費者等に対して、情報が十分に届いていない状況です。

第3章 丹波篠山市有機農業のめざす姿・基本方針

1 丹波篠山市有機農業のめざす姿(将来イメージ)

2章に示した現状・課題を踏まえ、本実施計画の特徴とそれに基づく丹波篠山市有機農業のめざす姿(将来イメージ)を、以下に示します。

特徴① 生産者の「丹波篠山の自然や生物をまもる」という共通した想いを理念としています。

→めざす姿① 丹波篠山の自然や生物に配慮した農業が、市内各地で実践されている

○市内各地の物理条件（土壌や水源などの違い）に対して栽培技術を一律化せず、各地で農法や技術を発達させ、自然・生物をまもる環境創造型農業が面としての広がりをもって取り組まれている。

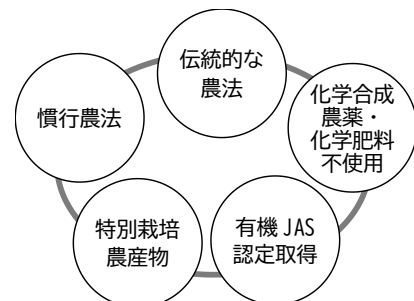
特徴② 多様な考え方や農法・技術が多様な生産者によって実施されているため、経営規模や経験を問わずそれぞれの生産者が「ワクワク」できる農業のかたちを選択できます。

→めざす姿② 多様な農家が、それぞれの農業の「実践できるかたち」を確立している

○有機農業がいくつもある農業形態のなかの1つとして認められ、農家が実践できる「農業の選択肢」として確立している。

○経営規模の大小や専業・兼業も、慣行も有機も、様々な農家がそれぞれの農業のやり方を選択して生産を続けることにより、結果的に丹波篠山市全体で黒大豆の生産量が維持されている。

※丹波篠山市では、化学肥料や化学合成農薬を用いない有機農業を画一的、全市的、同時に普及させるのではなく、たとえば有機農業と慣行農業は「違いのある農業（農法）」と捉え、両者が共存することで持続可能な農業環境の維持を目指します。



特徴③ 丹波篠山市を代表する農産物であり「日本農業遺産」にも認定されている黒大豆、基幹作物である水稻を中心に、「伝統を次世代へつなぐ」ための取り組みを進めていきます。

→めざす姿③ 「黒大豆」の有機栽培技術が、関係機関や地域農業者と連携しながら確立されている

○丹波篠山市を代表する農産物であり、「日本農業遺産」にも認定されている黒大豆について、有機黒大豆の栽培を推進し、新たな付加価値の創出、販路の検討を進め、丹波篠山市の黒大豆の“強み”を作り出します。

○すでに食材として使われている有機栽培の野菜に加え、自然環境や生きものに配慮した「農都のめぐみ米」を学校給食で用いるなど、自然と人との持続可能なつながりを「食」から体験できる機会を増やします。

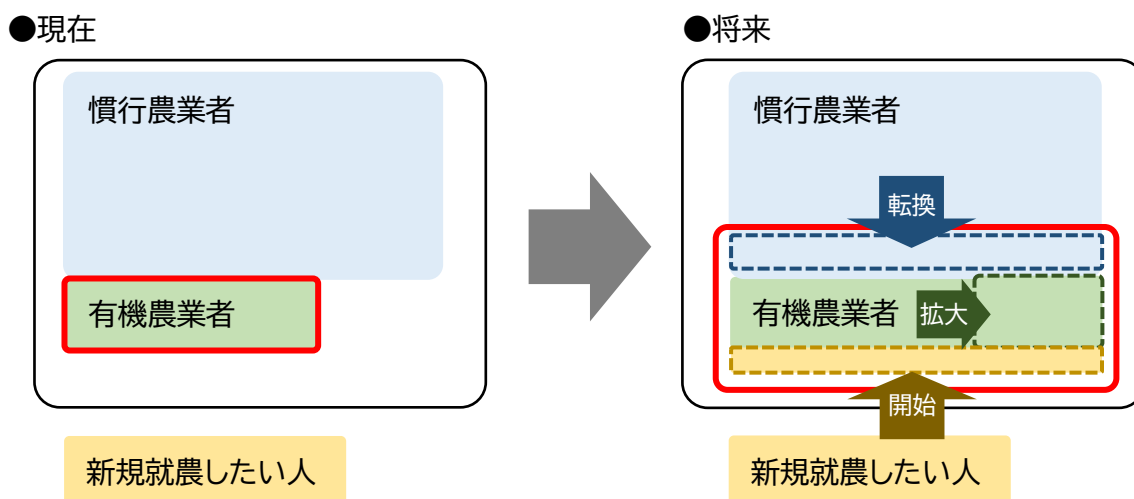
2 丹波篠山市有機農業の推進に向けた基本方針

丹波篠山市有機農業のめざす姿(将来イメージ)を踏まえて、市有機農業の推進に向けた基本方針を以下に示します。

基本方針① 「作りたい人」づくり

丹波篠山市では、慣行農法から特別栽培、有機農業など様々な農法で黒大豆、米や野菜が栽培されています。すべての生産者が持続可能な“まほろば”の創り手です。

- ・ 経営規模や農業技術(経験)等にかかわらず「多様な農家」が互いに認め合い、市内各地で試行錯誤が行われる「選択できる有機農業」を目指します。
- ・ 「〇〇作物の有機栽培であれば自分もできそう」と思い、実践する人づくりのために、
 - A. 現在の有機農業者が、有機農業の規模を「**拡大**」する、
 - B. 現在の慣行農業者が、可能な範囲で有機農業に「**転換**」する
 - C. 新規就農をしたい人が、有機農業を「**開始**」するといったそれぞれの方針や機会を後押しする取組を進めます。



基本方針② 「みどりの技」づくり

様々な有機農業者が生産拡大を図るためには、普遍的な有機農業技術が必要です。

- ・ ロボットやICTを活用するなど、科学的な根拠に基づき、かつ温室効果ガスの削減につながる先端技術を駆使した有機農業の技術開発を進めます。
- ・ 技術向上の仕組みとして、有機農業の実践者らで獲得されたノウハウや技術を共有する取組を進めます。

基本方針③ 「魅せる地域」づくり

丹波篠山市では基幹産業に農業を位置づけており、黒大豆をはじめとして多くの伝統的特産物に恵まれていることから、こうした地域ストーリーに魅力を感じて観光客や移住希望者も数多く訪れています。

- ・丹波篠山市の有機農業を「魅力発信の機会」と捉え、市全体の魅力向上につなげます。
- ・そして、それが有機農業を志す新規就農者にとって、技術支援と販売体制の整った受入地として惹きつける吸引力となるよう磨き上げていきます。

■丹波篠山市の有機農業の推進に向けて

協議会では、丹波篠山市の有機農業の推進に向けて、大切にしたい共通の考え方を検討し、ロゴマークとして作成しました。



ORGANICのOを連想する円の中に、生態系の循環と農都を表現。生命を育む水は、自然環境に配慮する心（ハート）をあらわす葉から滴りやがて川となります。

豊かな丹波篠山の盆地を蛇行する川は、水を使う者の下流への責任感と、伝統を次世代へとつなぐ時の流れ（ものがたり）をあらわしています。

また、ロゴの造形は、自然界にも見られ最も美しいとされる比率「黄金比」で構成されており、丹波篠山のオーガニックビレッジが環境や地域との美しいバランスを重視していることを内包しています。

3 数値目標

○令和9年度(2027年度)までに、

①水稲の有機農業面積を、現状より**8.4ha** 増加する

②有機農業に取り組む農業者数を現状より8人増加する ことを目標に掲げます。

*なお、本計画における「有機農業」の定義は第1章4のとおりですが、把握しやすい数値、また、有機 JAS 認証をめざすことを重視し、数値目標では「兵庫県が把握する数値、また環境保全型農業直接支払い制度に取り組んでいる農業者(また面積)」を有機農業者(また面積)として設定した。

①水稲の有機農業面積

	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	拡大面積	増加率
有機農業面積	13.3ha	21.7ha	8.4ha	163.2%
うち有機 JAS	3.3ha	8.3ha	5.0ha	251.5%

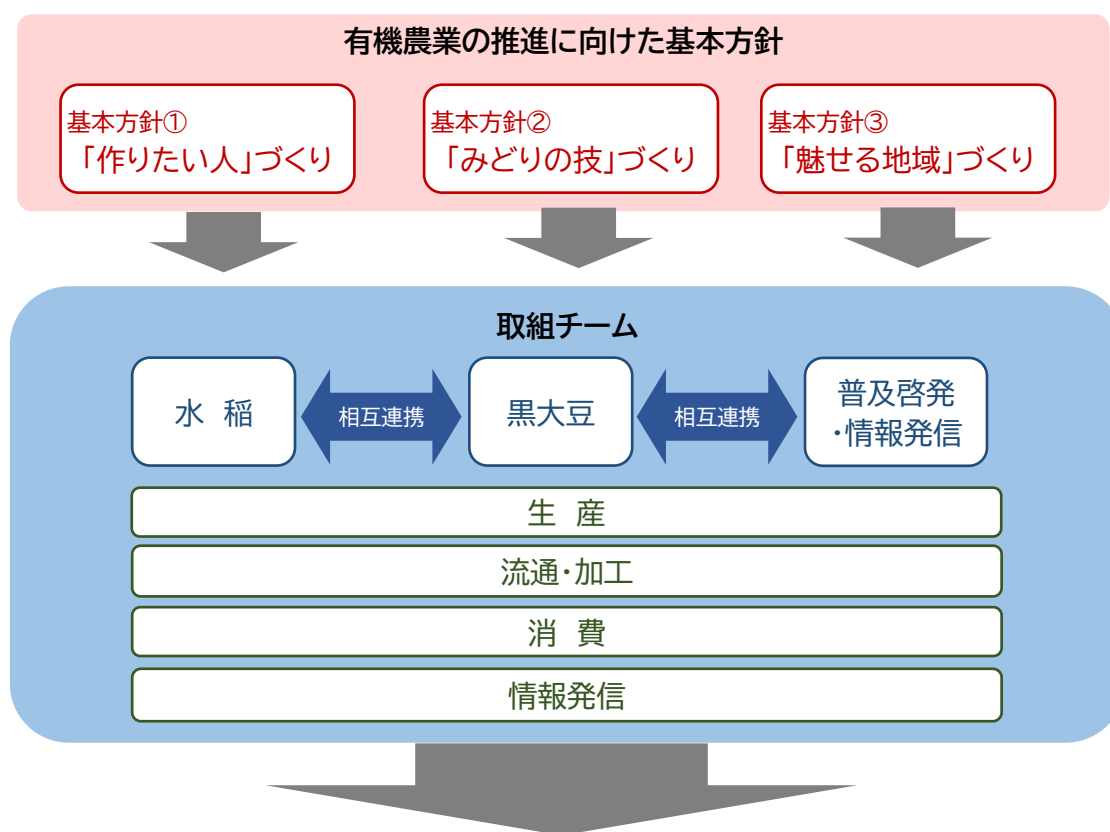
※有機 JAS については、転換中の農地があることも含む

②有機農業に取り組む農業者数

	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	増加人数	備考
有機農業者数	20人	28人	8人	稲4人、黒大豆・野菜4人
うち有機 JAS	8人	13人	5人	稲1人、黒大豆・野菜4人

第4章 取組内容

- 第3章で示した「丹波篠山市有機農業のめざす姿」をより着実かつ具体的に進めるため、
- A. 水稲
 - B. 黒大豆
 - C. 普及啓発・情報発信
- の3つのチームを設立し、各テーマでリーダーシップをとりながら、相互に連携して取組を進めます。
- 3つのチームは、有機農業の生産、流通・加工、消費、情報発信を一貫して捉えるとともに、農業者のみならず、事業者や消費者、地域内外の住民など多くの主体がかかわる持続可能な取組として一体的に進めます。



3つの基本方針に沿って達成される共通ミッション

- ① ICT 技術も活用した実証試験により、**技術や思考を見える化**する
- ② 丹波篠山市の有機農業の1つのモデルとして、**「水稲＋黒大豆の輪作体系」を確立**する
- ③ **有機農業を円滑に開始(転換)できるシステム**をつくる(農地のシェア、新規就農支援、技術指導など)
- ④ 農業者や関係者が一体となった発信により、**有機農業のすそ野を拡大**する
- ⑤ 多様な農家・関係者の連携を核に、**有機農業の連携体制(システム)へと成長**させる

1 共通ミッションと取組

共通ミッション①技術や思考を見える化

段階	取組の方向性	取組内容	プレーヤー
生産	スマート農業技術を活用し、有機栽培技術の補完や効率化、環境負荷軽減を推進し、「次代の有機農業」の創造に向けた検討	遠隔管理式の土壌水分センサー、水位センサー、マルチスペクトルカメラによる生育管理などの導入による効率化・環境負荷軽減	農業者、JA、普及センター

共通ミッション②「水稲＋黒大豆の輪作体系」を確立

段階	取組の方向性	取組内容	プレーヤー
生産	水稲と黒大豆の有機栽培技術体系の構築を図るとともに、最終的には、「水稲＋黒大豆」の有機輪作モデルの確立	<ul style="list-style-type: none"> 栽培技術の実証、成果の普及（市内先進的農家、先進事例の視察研修、栽培勉強会、データ収集・分析等） 有機資材の確保と供給体制整備 土壌分析調査の実施、現在の作付状況の把握・共有、マニュアル作成等 	農業者、JA、普及センター、市
生産	未利用有機資材の賦存量調査及び利活用の検討	市内事業者からの食品系廃棄物や家庭からの生ごみなど、再利用されていない資材を調査	市民（事業所含む）

共通ミッション③有機農業を円滑に開始(転換)できるシステム

段階	取組の方向性	取組内容	プレーヤー
生産	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画の話し合いや目標地図の作成段階において、有機農地を明確化 有機農地の看板設置などにより慣行農業と有機農業との相互理解の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落における有機農業の説明 有機農地の集落内周知 有機農業の栽培を行うエリア（特定区域）設定に向けた検討 	農業者（集落営農、大規模農家など）
生産	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業を行いたい新規就農者が学び、農業経営者として定着できるよう、技術指導員の育成や講習会の開催 有機農業を学べる機会のシステム化、仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 移住希望者への有機農業説明ツアー 新規有機農業者に対する講習会開催 技術指導員認定制度の構築 	有機農業を志向する農業者・移住希望者、有機農業の熟練者

		・有機JAS認定説明会の開催	
--	--	----------------	--

共通ミッション④有機農業のすそ野を拡大

段階	取組の方向性	取組内容	プレーヤー
消費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における有機農産物の利用促進 ・児童、保護者、市民への食育研修会などを通じ、有機農業や有機農産物の利用促進、農業の持続性についての理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食への有機農産物提供における課題整理と促進方法の検討 ・学校給食における有機農産物の使用量の拡大 ・有機農業に関連する食育推進大会の開催 	市民、農業者、児童及び生徒
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波篠山市の有機農業の特徴、有機農業生産者、有機農業に関するイベントや取組などの情報を入手できるウェブサイト（SNSを含む）を作成 ・市内外の消費者に対する購買意欲の向上、食育への理解促進、有機農業者の取組拡大 	有機農産物の紹介や農業者の取組などを掲載するウェブサイト等を作成	市内外消費者、市内農業者

共通ミッション⑤有機農業の連携体制(システム)へと成長

段階	取組の方向性	取組内容	プレーヤー
流通・加工	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の商工・観光事業者等による有機農産物を用いた食事や農産加工品の開発・提供を推進 ・特に有機黒大豆について、市場ニーズの把握と新たな販路の検討、バイヤーとの意見交換などによる販路拡大を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物を用いた食事を提供する飲食店及び宿泊施設の拡大 ・市場調査、バイヤーとのマッチング 	農業者、該当店舗、商工会、観光協会
消費	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年から開催している篠山自然派とトヨタカローラ神戸（株）の連携による有機野菜販売会に加え、県内別店舗においても順次拡大を図るなど、事業者等と連携した販売を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の課題整理、実施体制の検討 ・事業所や観光拠点と連携したマルシェの開催 	市内事業所、観光施設
消費	<ul style="list-style-type: none"> ・JA直営の小売店舗や市内スーパーにおける「有機農産物コーナー」の設置を進め流通コストの削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA小売店舗や市内スーパー等における「有機農産物コーナー」の設置検討 ・市内小売店における有機農産物及び加工品販売コーナー設置 	市内スーパー、JA直営店など

2 水稲チームの取組

■背景

○丹波篠山市は、下流域に配慮した農業を全市的に推奨し、自然環境や生物多様性の保全に積極的に取り組んでいます。その中でも水稲は、市の代表的な農産物であり、用水や河川、ため池などの水資源を多く使用しています。

■めざすこと

- 有機水稲栽培は、環境に配慮した農業をさらに推進するための1つの手法として大変重要であり、様々な実証試験を通じて有機水稲栽培技術を確立し、体系化を図ります。
- 特に、有機水稲栽培を長期的に同一圃場で継続するためには、強害草対策や地力改善の観点、また有機JAS認証取得の観点から、有機黒大豆との田畑輪換が有効です。そのため、有機農業における丹波篠山市独自の「水稲＋黒大豆輪作体系の確立」を目指します。
- また、これから実証し蓄積する有機水稲栽培技術は、丹波篠山市の共有の財産と考え、生産規模の大小や新規就農者にかかわらず勉強会や研修を通じて相互に学び合い、ノウハウの共有を推進します。
- さらには、有機栽培米の販路拡大に向けて、学校給食や地元飲食店等で積極的に使用するなど、地産地消を進めるとともに、市場のニーズを的確に把握し、生産出荷体制を整え、丹波篠山市の有機栽培米のブランディングを推進します。

■5年間で取り組む内容

(1)水田用除草機の普及推進(実証試験及び実装化)共通ミッション①②

- 有機水稲栽培を普及する上で、雑草防除が最も重要な課題であり、化学合成農薬を使わずに雑草を防除する方法として除草機械の利用が有効とされています。
- 現在市販されている除草機械の利便性や費用対効果、効果的な組み合わせ等を明らかにし、丹波篠山市における有機水稲の栽培面積拡大に向けた効果的な除草機械の使用方法を検討し、実装化に取り組みます。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・水田除草機械の実証試験 ・実証試験結果のまとめ及び分析 ・有機水稲栽培における除草方法等の勉強会開催
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・有機JAS認証に関する定期的な説明会等の開催 ・実証試験結果を踏まえた実装化の推進 例：・丹波篠山式除草機導入マニュアルの作成 ・除草機械のシェアリング、作業委託のルール作り ・有機栽培における「水稲＋黒大豆の輪作体系」の確立

(2) 緑肥を活用した土づくり技術の検討(実証試験の実施) 共通ミッション②

○有機栽培においては、堆肥等による土づくりや、有機質肥料の施肥が不可欠ですが、堆肥、有機質肥料が十分活用できない地域では、連作障害や肥料不足による生育不良などが懸念されます。そのため、緑肥を活用した土づくりの実証試験を行います。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・実証試験の実施 例:・対象農地の土壌分析の実施 ・緑肥(ヘアリーベッチ、クリムゾンクローバー)を使った実証試験 ・実証試験のまとめ、分析
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・緑肥を活用した土づくり技術の普及推進

(3) 有機水稲栽培の取組周知(新たに有機水稲を栽培する生産者の増加) 共通ミッション④

○実証試験の取組の周知や勉強会等と通じて、新たに有機水稲栽培に興味を持つ生産者の交流の場を設け、生産規模、新規就農者を問わず有機水稲の生産を目指す仲間を増やします。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・有機水稲栽培の取組周知・PR 例:・水稲実証試験圃場におけるのぼり設置等 ・有機栽培に関する勉強会の開催 ・有機JAS認証に関する定期的な説明会
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・新規就農者(有機水稲生産者)に対する育成制度づくり 例:・既存の有機水稲生産者が所有する圃場における研修会 ・新規就農者向け必要農機具等の導入支援 ・既存の有機水稲栽培生産者と新規就農者が連携した作業受委託制度の検討

(4)有機栽培米の販路拡大及び地産地消の推進(提供に向けた仕組みづくり)共通ミッション

④⑤

- 有機栽培米の地産地消を推進するため、学校、商工・観光事業者等と連携し、ふるさと納税、学校給食や、市内飲食店や観光施設等における有機栽培米の消費拡大を進めます。
- 販路拡大に向けて市場ニーズを把握し、有利販売を目指します。
- 食育活動を通じて、有機栽培の理解醸成を図ります。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	<ul style="list-style-type: none">・学校給食への有機栽培米提供に向けた課題整理と推進方法の検討・商工・観光事業者等と連携したメニューや加工品の開発・提供・有機栽培農産物市場のニーズ調査・販売課題の把握
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	<ul style="list-style-type: none">・学校給食における有機栽培米の使用(また拡大)・学校給食等における食育活動の実施・商工・観光事業者等と連携拡大(取組事業者(店舗)数の拡大)・ふるさと納税における活用・商談会の定期的な開催・有機栽培米のブランド化、販売、集出荷体制の検討・市場ニーズに合わせた新たな栽培品種(加工米、多収米等)の検討

3 黒大豆チームの取組

■背景

- 丹波篠山市の黒大豆は、市場においては最高級品として取引され、高付加価値化に成功した農産物であり、市の特産品として、多くの市内生産者により栽培されています。
- 一方で、有機黒大豆栽培は、新規就農者はもちろん、既存の慣行農業者であっても難しい取り組みであると言われていています。また、生産されている有機黒大豆の多くは、生産者が個別に販売されているため、価格や規格が統一されておらず、販売ロットも少量であることから、安定した販路の確保が難しい状況です。さらには、選別の際に多く生じるB級品の販路に困るなど、有機黒大豆栽培を行う農業者に共通する課題があります。

■めざすこと

- 上記の課題解決に向けて、有機黒大豆の生産・出荷体制を確立し、経営の安定化を図ります。
- 生産面では、小規模経営や新規就農者でも導入可能な有機栽培技術の確立、普及を目指し、有機黒大豆の栽培経験や技術を有する農業者が新たに有機黒大豆栽培に取り組む生産者をきめ細かくフォローアップする仕組みを確立します。
- 販売面では、「(仮称)有機黒大豆部会」の設立により、価格や規格の統一、生産量の安定、B級品も含めた販路の拡大を目指します。さらには、出荷選別の作業受委託の仕組みを検討し、選別機械を所有していない小規模な生産者であっても安心して生産でき、安定的に販売できる体制を整備します。

■5年間で取り組む内容

(1)「(仮称)有機黒大豆部会」の設置・運営共通ミッション③⑤

- 丹波篠山市における有機黒大豆の生産振興を目指し、生産技術や情報の共有、有利販売に向けた生産量の拡大、ブランディング、規格統一、新規就農者に対する有機黒大豆の生産支援を行います。
- 特に、有機黒大豆の生産から消費までを一体的に捉えた「(仮称)有機黒大豆部会」を設置し、各取組を検討、推進する体制を作ります。

◆取組内容

当面(短期的)に取り組むこと 【1～2年目】	・「(仮称)有機黒大豆部会」の設置・運営(定期的な情報共有、各取組の推進 等) ・現状と課題の整理(価格、規格、販路の把握 等) ・有利販売に向けた仕組みの検討(出荷規格の統一 等) ・安定的な販路に向けた取組の推進(バイヤーとの定期的な情報交換会、商談会等の開催 等)
中期的に取り組むこと 【3～5年目】	・オーガニックビレッジに取り組む近隣市町村と連携した販売体制づくり ・安定出荷に向けた生産計画の策定 ・選別出荷作業受委託の仕組みづくり ・定期的な栽培講習会の開催(有機農業に関する他の取組とも連携し開催) ・新規就農者を対象にした有機黒大豆栽培塾の開催

(2)有機黒大豆の栽培技術の確立(栽培規模別の実態把握等)共通ミッション①②

- 現在の有機黒大豆の栽培は、農業者個々の経験や試行により行われており、有機栽培技術の把握が十分にできていない状況です。
- 生産規模別に有機黒大豆の栽培技術の実態調査を行い、基礎データを集約するとともに、栽培技術の確立を図ります。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術の実態調査の実施 例：・対象とする農業者の有機栽培技術(土づくり、施肥、有機栽培技術等)、経営指標(収穫量、労働時間等)の把握 ・対象農地における土壌分析の実施 ・有機黒大豆に関する栽培基礎データの整理
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎データに基づいた実証試験(生産規模別に実施) ・実証結果に関する報告会の開催(慣行栽培から有機栽培への転換促進) ・有機黒大豆の栽培マニュアルの作成(生産規模別に基本的事項を整理)

(3)有機黒大豆栽培への転換方法の検討(実証試験の実施)共通ミッション①②

- 有機黒大豆の栽培経験や技術を有する農業者が指導者となり、黒大豆の慣行栽培を行う農業者への有機栽培への転換に向けた実証試験を行います(小規模な圃場を想定)。
- 実証試験により、有機栽培へ転換する際の課題の洗い出しを行うとともに、円滑な転換方法について検証し、有機黒大豆の栽培技術の確立とともに迅速に転換できる手法を検討します。
- 有機黒大豆の栽培経験や技術を有する農業者の技術や思考を見える化するために、土壌分析や各種スマート農業デバイスを活用した技術のデータ化を進めるとともに、集められたデータについて各専門家を交えて分析し、研修会や技術マニュアル作成に活用します。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・転換に向けた実証試験の実施 例：・対象農地の土壌分析の実施 ・転換に向けた栽培技術に関する情報収集、整理 ・有機栽培の転換方法に関する課題調査・分析
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・有機黒大豆の栽培マニュアルの作成(生産規模別に基本的事項を整理) ・有機黒大豆の栽培経験や技術を有する農業者による新規の有機黒大豆生産者へのフォローアップ(制度化等) ・有機農業者の技術や思考の見える化方法の検討

(4) 緑肥を活用した土づくり技術の検討(実証試験の実施) 共通ミッション①②

○有機黒大豆の栽培においては、堆肥等による土づくりや、有機質肥料の施肥が不可欠ですが、堆肥、有機質肥料が十分活用できない地域では、連作障害や肥料不足による生育不良などが懸念されます。

○そのため、緑肥(ヘアリーベッチ)を活用した土づくりの実証試験を行います。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・実証試験の実施 例:・対象農地の土壌分析の実施 ・緑肥(ヘアリーベッチ)を使った実証試験 ・実証試験のまとめ、分析
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・緑肥(ヘアリーベッチ)を活用した土づくり技術の普及推進

4 普及啓発・情報発信チームの取組

■背景

○市内では、有機農業の生産、加工・流通、消費に関する様々な取組が行われていますが、それらの情報を発信する取組には、下記のような課題があります。

- ・ウェブサイト・SNSによる発信に比べて対面や紙媒体等による発信が多く、両者の情報発信のつながりが弱い(結果として、拡散力が弱く、情報が入手しにくい)
- ・情報発信をする人が限られている
- ・各個人、グループが個別に発信しているため、全体の発信力が弱い

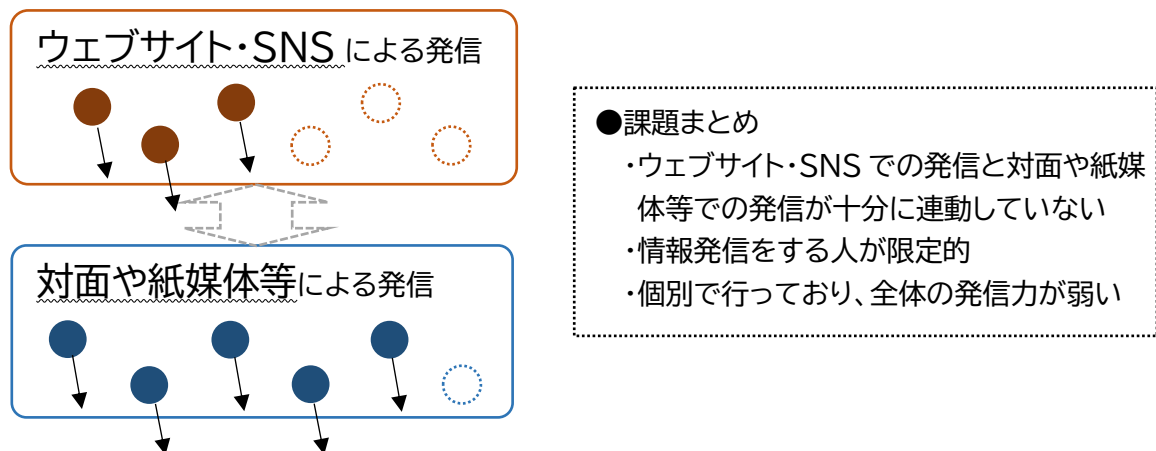
■めざすこと

○上記のような課題を踏まえ、伝える相手と伝えたい内容を検討しながら、農業者や関係者が一体となった、より効果的な情報発信を目指します。

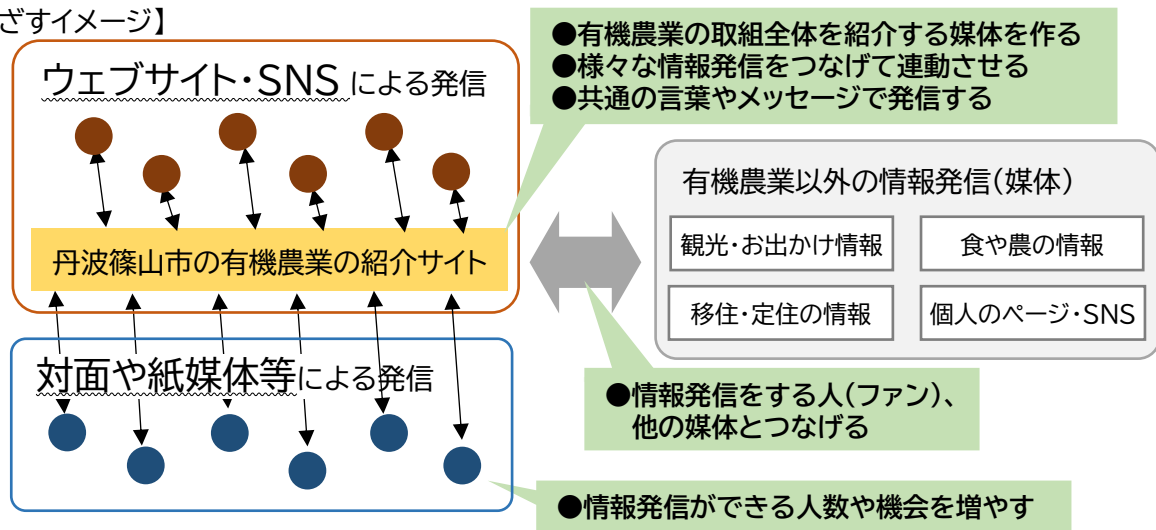
○例えば、消費者や市民に対しては農産物や自然環境の魅力を、新規就農者や農家に対しては、普及啓発となるような有機農業に関する情報を発信し、農産物のファン、農家のファン、丹波篠山のファン、また、有機農業を実践する仲間を増やしていくことを目指します。

取組イメージ

【現在】



【めざすイメージ】



■5年間で取り組む内容

(1)ウェブサイト・SNSの運用(ウェブサイト・SNSによる取組推進)共通ミッション④

- 丹波篠山市の有機農業に関する情報を一元的に集約、発信するため、令和4年度に開設したウェブサイトの効果的な運用を進めます。
- また、情報発信や各種取組をサポートや応援いただく「(仮称)オーガニックビレッジアンバサダー制度」を設置し、生産者だけでなく関係者や市民、消費者などが一体となった取組を推進します。

◆取組内容

当面(短期的)に取り組むこと 【1～2年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトへの情報掲載 例:・オーガニックビレッジの取組紹介、 ・新規就農者をサポート内容(受け入れ農家や支援体制の紹介) ・「(仮称)オーガニックビレッジアンバサダー制度」の設置検討(運用に向けた仕組みや体制づくり等) ・SNSによる情報発信(イベントなど、日々の取組を発信)
中期的に取り組むこと 【3～5年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信に関する勉強会(講師によるインスタグラムや動画) ・情報発信に関する質・量の拡充に向けた取組の検討・実施

(2)広報誌等による情報発信共通ミッション④

- 有機農業を知らない市民・農業者に対して、有機農業が身近に感じられる情報を発信します。

◆取組内容

当面(短期的)に取り組むこと 【1～2年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・発信する情報の検討 ・市の広報誌への定期的な掲載 ・JAの広報誌への情報提供
中期的に取り組むこと 【3～5年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等への掲載内容の保存・蓄積(ウェブサイトにも掲載し、情報のアーカイブ化を図る 等)

(3)パンフレット等による有機農業に関する取組紹介共通ミッション④

- 広報活動に必要な情報を収集し、パンフレット等にまとめます。

◆取組内容

当面(短期的)に取り組むこと 【1～2年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容の検討(情報収集等の実施) ・パンフレット等の作成
中期的に取り組むこと 【3～5年目】	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会・商談会等での配布 ・飲食店等への架設依頼 ・紙媒体以外による広報グッズ作成の検討

(4)マルシェの開催共通ミッション⑤

○消費者へのオーガニックビレッジに関する広報活動や交流、飲食店等の事業者とのコラボレーションの機会創出などを目的としたマルシェを開催します。

○また、新規就農者の販路形成の場としてのマルシェ活用を想定します。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・マルシェ開催に向けた検討 例：・開催方法・開催時期・出店者へのサポート等の検討、 ・出店マニュアルの作成(準備物・販売ルール)、 ・備品の購入 等 ・マルシェの開催(試行実施から継続開催、開催規模の拡大を図る) ・オーガニックビレッジに関する広報活動の実施
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・マルシェによる有機農業に関するブランディングの検討 ・新規就農者の販路形成 ・飲食店や観光事業者等と連携した取組の検討・実施

(5)有機 JAS 認証に向けた取組推進(農業者グループの形成)共通ミッション③④

○有機 JAS 認証を取得したい農業者グループを形成し、勉強会や交流会等を行うなど、有機 JAS 認証に向けた取組を進めます。

◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・有機農業者が交流する機会の創出(交流会や勉強会 等) ・有機JAS認証に向けたグループの形成
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・周辺市町とも連携した情報交換の機会づくり

(6)新規就農者のサポート体制づくり共通ミッション①④⑤

○丹波篠山市の有機農業による就農希望者に対し、既存の有機農業者に関する情報(*)をまとめ、関係機関に提供するなど、新規就農者のサポート体制づくりを進めます。

*「どこで、どのような手法で、何を栽培しているか」、「どのようなサポートが可能か」等

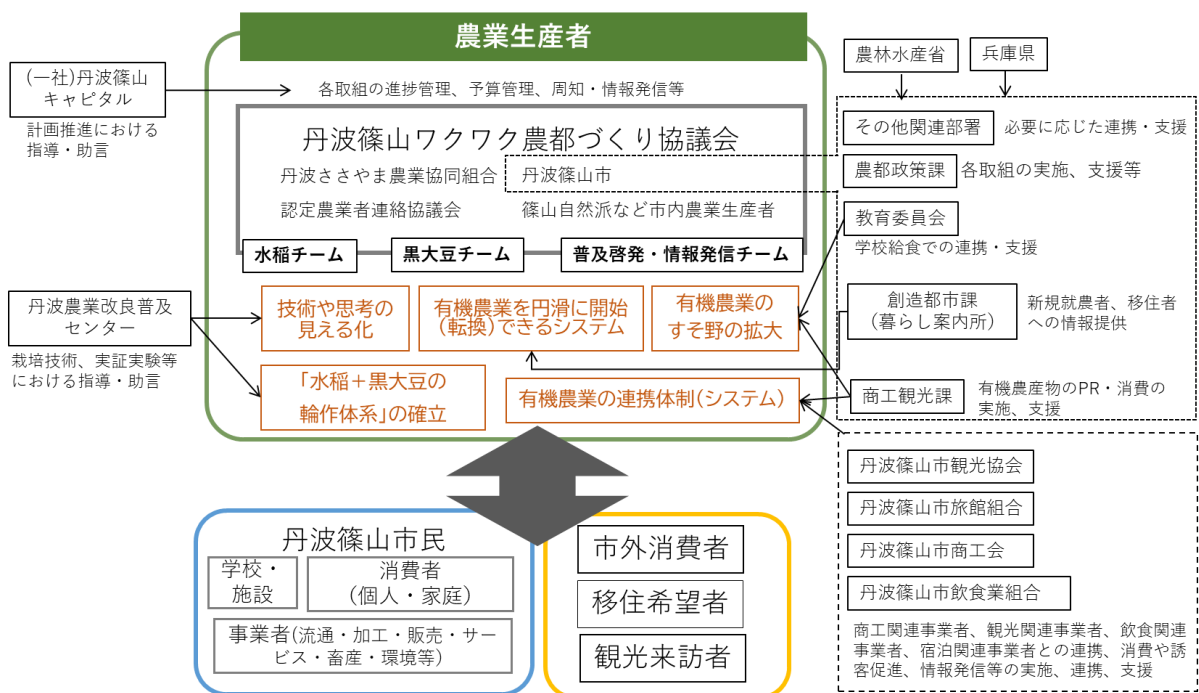
◆取組内容

当面(短期的)に 取り組むこと 【1～2年目】	・既存の有機農業者に関する情報のリスト化 ※(1)ウェブサイト・SNSの運用の取組と合わせて実施
中期的に 取り組むこと 【3～5年目】	・受け入れプログラムの検討 ・新規就農相談会の開催(関係機関や協議会等との共催) ・販路形成に関するサポート実施(マルシェ等の取組)

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、丹波ささやま農業協同組合、市、認定農業者連絡協議会、篠山自然派等により構成する「丹波篠山ワクワク農都づくり協議会」の3つのチームがテーマ別にリーダーシップをとって、農業者や各機関と連携して進めます。
- また、丹波篠山市農都政策課をはじめ関係部署が連携して取り組むとともに、取組内容に応じて、産官学民の多様な組織との連携により、農業者だけでなく消費者も参加して取組を進めていきます。



2 資金計画

	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)
区分	1. 生産段階の推進 5,800千円 (内訳) ・有機農業技術の確立 3,000千円 ・有機農業者の普及 2,000千円 ・販路に対応した生産体制の構築 800千円	1. 生産段階の推進 5,800千円 (内訳) ・有機農業技術の確立 3,000千円 ・有機農業者の普及 2,000千円 ・販路に対応した生産体制の構築 800千円	1. 生産段階の推進 8,500千円 (内訳) ・有機農業技術の確立 2,950千円 ・有機農業者の普及 3,350千円 ・販路に対応した生産体制の構築 2,200千円	1. 生産段階の推進 8,600千円 (内訳) ・有機農業技術の確立 2,300千円 ・有機農業者の普及 3,200千円 ・販路に対応した生産体制の構築 3,100千円	1. 生産段階の推進 11,000千円 (内訳) ・有機農業技術の確立 2,250千円 ・有機農業者の普及 4,150千円 ・販路に対応した生産体制の構築 4,600千円
	2. 流通・加工・消費等 1,800千円 (内訳) ・流通・加工の連携体制の構築 1,000千円 ・販促活動・マルシェ等 800千円	2. 流通・加工・消費等 1,800千円 (内訳) ・流通・加工の連携体制の構築 1,000千円 ・販促活動・マルシェ等 800千円	2. 流通・加工・消費等 1,000千円 (内訳) ・流通・加工の連携体制の構築 470千円 ・販促活動・マルシェ等 530千円	2. 流通・加工・消費等 1,200千円 (内訳) ・流通・加工の連携体制の構築 670千円 ・販促活動・マルシェ等 530千円	2. 流通・加工・消費等 1,000千円 (内訳) ・流通・加工の連携体制の構築 420千円 ・販促活動・マルシェ等 580千円